

重点施策 4 介護サービスの充実・質の向上

本市では、介護サービス提供体制の確保を図るため、適切な施設整備を行います。具体的には、入所者の居住環境を改善するため、老朽化した特別養護老人ホーム改築の支援や、認知症の要介護者等の増加に対応するため、施設整備を推進します。

また、要介護者等がより質の高い介護サービスを受けられるようにするために、指導・監督等を行って介護事業所の育成・支援の推進を行うとともに、持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付費の適正化を行います。

(1) 特別養護老人ホーム改築への支援

本市で現在運営されている特別養護老人ホームのうち、一番古い施設は築45年以上が経過し、他にも築30年以上を経過し、改築を検討している施設も複数あります。入所者の処遇改善を図るため、老朽化した特別養護老人ホームの改築を行う法人に対し建設費の一部を助成し、改築事業を支援します。

(2) 施設整備の推進

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにするため、高齢者の増加予測数や認知症対応型共同生活介護施設が比較的少ない圏域等の要件を考慮して、当該施設を整備します。

【整備計画】

(単位：床)

| | 第8期 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) |
| 整備床数 | 0 | 18 | 18 |
| 総床数 | 1,278 | 1,296 | 1,314 |



② 介護医療院

第8期計画期間中に、介護療養型医療施設から介護医療院へ1施設52床を転換します。

【整備計画】

(単位：床)

| | 第8期 | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) |
| 整備床数（転換） | 52 | 0 | 0 |
| 総床数 | 960 | 960 | 960 |

※医療療養型医療施設からの転換がある場合には、適宜、計画を見直し、必要な床数に変更する可能性があります。

(3) 介護事業所の育成・支援の推進

①指導監督

介護保険制度の健全で適正な運営を確保するため、サービス事業者等に指導監督を行います。集団指導では講習等の方法により、制度の周知を図り、介護報酬請求に係る過誤や不正を防止します。実地指導では、高齢者虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者等の取組に援助的指導を行うとともに、不適正な請求の防止のために、報酬請求についてヒアリング等を行い、請求の不適正な取扱いについては是正を指導します。

②介護サービス情報の公表

介護サービス事業者等には、介護サービスの内容や運営状況等、利用者の選択に資する情報を報告することが義務付けられ、市は必要に応じて調査をした上で、その報告の内容や調査結果を公表します。

③業務管理体制整備の届出

介護サービス事業者には、介護事業運営をさらに適正なものとするため、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられ、市は業務管理体制の監督をします。

(4) 介護給付等の適正化

①目的

持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。

②実施内容

| No. | 名称 | 取組内容 | 目標 |
|-----|---------------|---|---|
| 1 | 要介護認定の適正化 | 調査員による不均衡をなくすため、認定調査の結果を確認員が全件精査します。 | 認定審査会における再調査をなくします。 |
| 2 | ケアプラン点検 | 市職員等の第三者が介護支援専門員の作成したケアプランを点検し、利用者に必要なサービスが提供されているか、書面での点検・面談等を実施し確認します。 | 市職員に加え、介護支援専門員による点検も実施します。 |
| 3 | 住宅改修・福祉用具の点検 | 利用者の状態にあった適切なサービスを確保するため、住宅改修工事前後の状況や福祉用具の利用状況を書面で確認するとともに必要に応じて訪問による実態調査を行います。 | 書面による点検を全件実施し、必要に応じて利用者宅への訪問等を実施します。 |
| 4 | 縦覧点検・医療情報との突合 | 介護報酬請求の誤りを早期に発見・是正するため、利用者ごとに介護報酬請求の状況を点検し、算定内容の誤りや利用日数の整合性を確認します。また、入院情報と介護サービスの給付状況を照合し、医療費と介護給付費との重複請求等を防止します。 | 要介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス受給者について、理由書の届出状況確認等の点検を実施します。 |
| 5 | 介護給付費通知 | 利用者が自ら受けているサービスを確認し、事業者に適正な請求を促すため、市から利用者本人に事業者からの介護報酬請求及び給付状況等を通知します。 | 利用者による確認を促進するため、通知内容を分かりやすくします。 |

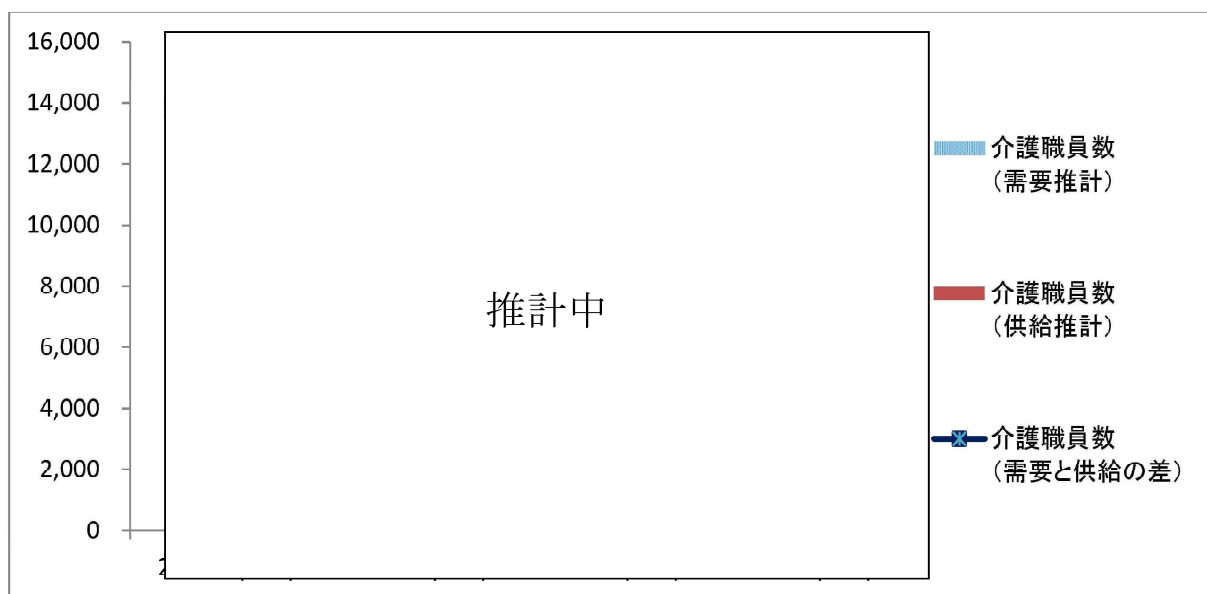
重点施策5 サービス提供人材確保・定着・育成

要介護（支援）者の増加等に伴い、介護ニーズが高まる中、介護人材の確保が喫緊の課題として挙げられています。今後、少子化による生産年齢人口の減少等により、一層深刻な状況になることが懸念される中、介護サービスを安定的に供給するためには、中長期的な視点に立った介護人材確保の取組が必要です。

本市では、必要となる介護人材の確保に向け国や静岡県の実策を踏まえ、多様な人材の参入促進を図る「量の確保」、多様化・高度化するニーズに対応できる人材の育成を図る「質の向上」、介護従事者の負担軽減に繋がる業務効率化及び職場環境の向上を図る「労働環境等の改善」の3つの視点から取組を推進します。



本市における介護人材の需給推計（仮）



【介護人材の確保等に関するアンケート調査結果】

市内の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護保険施設の673事業所へ介護人材の確保等に関するアンケート調査を実施しました。

（令和2（2020）年8月11日時点 回答率：82%（552事業所））

○市に期待する介護人材確保対策（複数回答可）

| 対策内容 | 事業所数 |
|-----------------------|---------|
| 若者への介護職イメージアップや周知 | 382 事業所 |
| 介護業界を離れた人への再就職支援 | 362 事業所 |
| 子育て女性等が働きやすい環境整備などの支援 | 306 事業所 |
| 研修への助成金 | 279 事業所 |
| 入門者へサポーター向けの研修の実施 | 160 事業所 |



本市では介護サービスの提供体制を確保するため、事業所の介護人材確保を支援します。

(1) 多様な人材の確保・定着・育成の支援

① ささえあいポイント事業の拡充

高齢者施設や地域でボランティアを行うと換金可能なポイントがたまる事業です。今後、高齢者サロンへの送迎など地域ボランティアの活動範囲の拡大を求める声に応じた見直しを行います。



② 介護職員に対する奨学金の返済支援

市内の介護事業所に就職・勤務する奨学金返済中の介護職員に対して、返済額の一部を助成します。介護職員の金銭的負担を軽減し介護分野への就職の促進及び定着を図ります。

(2) 外国人人材の受け入れ環境の整備

・ 介護の担い手外国人支援の推進

経済連携協定（EPA※）による外国人介護人材の受入支援のほか、外国人介護職員が働きやすい環境づくりを支援します。

※Economic Partnership Agreement 特定の国や地域の間で関税等を撤廃し、物流のみならず、人の移動など締結国と幅広い分野で連携し、経済関係強化を目指す。介護分野ではインドネシア・フィリピン・ベトナムから介護福祉士候補者を受け入れている。

(3) 介護職の魅力向上の取組

・ 介護職イメージアップの取組の推進

介護人材のすそ野を広げ、関心を持ってもらうためには、介護職に関する悪いイメージを払しょくする必要があります。そのため、介護職に対する社会的な理解を深める啓発活動等を行います。

(4) 中山間地域介護サービス事業の推進

・ 中山間地域介護サービス充実対策

中山間地域（北区の一部及び天竜区）では、地域内の事業所数が少ないことに加え、送迎や移動に時間がかかるなどの問題があります。今後の在宅サービス提供量が不足しないよう、周辺の事業所がサービス提供した場合に経費の一部を助成します。

(5) 離職防止・定着促進・生産性向上の推進

① 介護職員キャリアアップ支援

介護職員は資格の取得等を通してキャリアアップすることで待遇が向上します。そのため、資格取得に要した費用を助成することにより、職員の資格取得を支援し、質の高いサービスが提供されるよう職員のキャリアアップを支援します。

② 介護事業所の職場環境整備支援

介護現場では、身体へ負担がかかる業務が多いことが問題となっています。介護事業所における介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的とした職場環境の改善の取組を支援します。

量の確保
(参入
促進等)

質の向上
(資格取得
の推進)

労働環境
等の改善

重点施策 6 地域共生社会の実現に向けた事業の推進

少子化や人口減少に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が必要となります。それに向けて、個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援や、住民の主体的な支え合いを推進します。

(1) 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力の強化

地域包括支援センターにおける総合相談件数は年々増加し、少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化等を反映して、多種多様な課題を抱えた事例が増えています。中でも 8050 問題、老々介護、ダブルケア等、高齢者だけではなく、家族全体への支援が必要な事例は、地域包括支援センターだけでは課題解決を図ることは困難です。今後は、高齢者を取り巻く様々な相談機関や医療・介護・福祉関係者等と連携協働を図りながら、地域包括支援センターとしての課題解決力を強化していくことが必要です。そのために、多職種が連携協働して検討をする場である「地域ケア会議」を有効活用し、連携協働による課題解決を図ります。

【地域ケア会議とは？】

地域ケア会議は、支援困難なケースや自立支援重度化防止に向けた検討が必要なケース等を、医療、介護、福祉等、多職種が協働して課題解決に向けて検討を行う会議です。個別ケースの課題分析を積み重ねることで、地域の共通課題を発見し、その課題解決に向けた対応や政策への立案につなげていくことも行います。

地域ケア会議には、次のとおり 5 つの機能がおり、地域包括支援センターや、市が主催者となって会議を開催します。



| | |
|--------------|--|
| 個別課題解決機能 | 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、課題解決を図るとともに、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能 |
| 支援ネットワーク構築機能 | 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する機能 |
| 地域課題発見機能 | 個別ケースの課題を積み重ねることにより、地域に共通した課題を抽出する機能 |
| 地域づくり資源開発機能 | 地域で必要な社会資源を開発する機能 |
| 政策形成機能 | 必要な取組を明らかにし、政策立案、提言していく機能 |

(2) 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援

ボランティア団体やNPO 法人などの多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築や地域の資源や実情等の情報共有が進められるよう「生活支援体制づくり協議体」を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスの創出・継続の支援を行う必要があります。

生活支援ボランティア養成講座を開催することで、サービスの創出・継続の核となる人材の確保・育成を支援します。また、住民主体サービス実施団体への補助金の見直しにより、地域の支え合い活動の創出・継続を支援します。

①ボランティア養成講座の開催

本市の協議体（第1層及び第2層）で協議された内容を基に講座内容を構成し、生活支援に関心のある市民を対象とした講座を開催します。また、住民主体サービスの提供を検討している団体を対象とした講座を団体の申し出により開催します。

②マッチングの実施

講座参加者へのアンケート調査結果を基に、住民主体サービス提供予定団体等とのマッチングを行います。

③住民主体サービス補助金の見直し

住民主体サービス補助金の実績及び団体の利用状況などを参考に、見直しを実施します。



【コラム5】多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

全国的に 8050 問題のような社会的孤立、複合的な課題や制度の狭間で課題を抱える世帯の顕在化により一つの分野の行政機関や相談支援機関では解決困難な事案が多く発生しています。

このような中、子どもや高齢者、障がい者等すべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を目指しています。

以下の事業を推進するコーディネーター役として、相談支援包括化推進員を配置し、事業を円滑に展開します。

①解決困難な個別相談への対応

- ・複合的な課題を抱えた相談について、各分野の相談支援部署（機関）や地域の関係機関から情報を収集し、停滞している支援を明確化する。
- ・解決困難な課題を捉え、多機関によるチームアプローチによる解決を図る。

②相談支援包括化ネットワークの構築

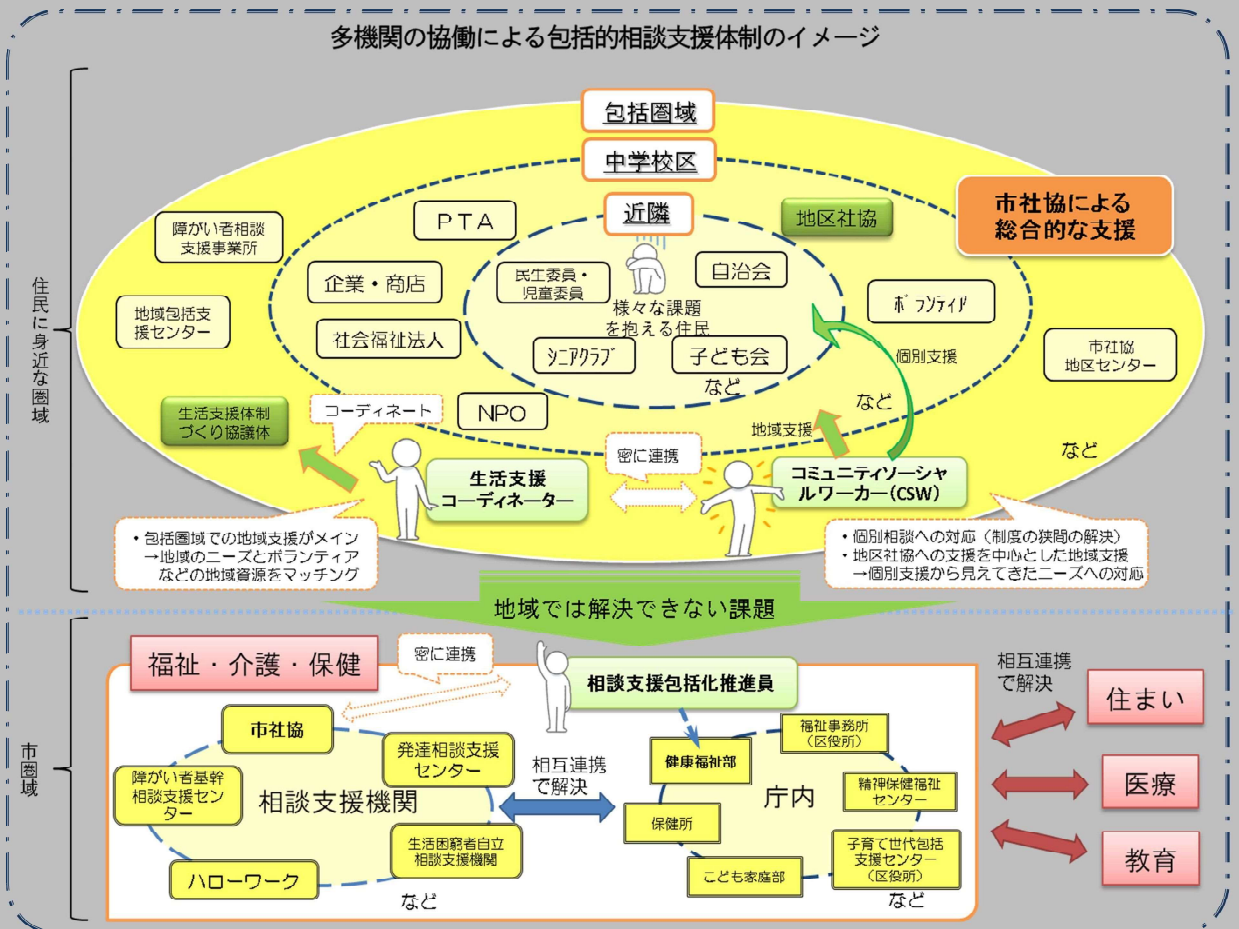
- ・相談の窓口担当者が、全部を引き受けるのではなく、様々な相談部署（機関）がこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、分野を越えたニーズをみんなで受け止め、一緒に考えるワンストップ体制を構築する。

③相談支援包括化推進会議の開催

- ・様々な分野の相談支援部署（機関）により、各機関の業務内容の理解促進、連携方法、福祉ニーズの把握等について検討する。

④自主財源確保のための取組

⑤新たな社会資源の創出



※上記の内容は上位計画である地域福祉計画からの抜粋です。

施策展開における視点 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、地震や水害、土砂災害等の大規模な災害が頻発していることに加え、新型コロナウイルス等の感染症対策が大きな課題となっており、社会福祉施設等は、利用者の安全を確保するため、各種災害や感染症に備えた十分な対策を講じておく必要があります。

災害や感染症が発生しても、社会福祉施設等においては、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、そのためには事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが必要です。

また、災害や感染症の発生時において、社会福祉施設等は、被災等により職員確保が困難となっている施設・事業所への職員派遣等の役割が期待されています。

(1) 高齢者施設や介護施設に対する施設整備補助の実施

国や県の補助制度を活用し、災害や感染症対策のための施設整備を推進します。

- ・ 災害や感染症対策に係る施設・設備等の整備の推進
- ・ 感染症が発生した場合に備えた衛生資材の備蓄

(2) 災害・感染症発生時における連携体制の構築

災害や感染症発生時に備え、あらかじめ関係団体と介護職員の派遣協力協定を締結するなどの連携体制を構築します。また、社会福祉施設等や外部の関係団体と合同による防災訓練や福祉避難所開設訓練の実施やそれにより浮上した課題の見直しを行います。

(3) 感染症を含めた災害対応マニュアルの見直し

災害や感染症発生時においても、社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持するために作成する「事業継続計画（BCP）」や、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の施設が作成する「要配慮者利用施設の避難確保計画」等、施設が作成する各種災害対応マニュアルの作成を支援し、施設の作成状況や訓練実施状況を定期的に確認します。

| ①施設の災害対応マニュアル等の整備 | ②市の災害対応マニュアル等の整備 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策を踏まえた事業継続計画（BCP）の作成支援 ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援 ・ 各種マニュアル作成状況及び訓練実施状況の確認 ・ 研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策を踏まえた「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」の見直し |

<要配慮者利用施設の避難確保計画>

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（※）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

※市の地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



第6章 施策の現状と今後の方向性

1 施策の展開

予防

① 「70歳現役都市・浜松」の推進

【現状と課題】

- 介護認定を受けていない高齢者のうち2割以上の方が今後やってみたいこととして「働くこと」を挙げており、社会奉仕活動をやってみたい人が約1割います。



【施策の方向と主な事業】

- 高齢者の社会参加を奨励・支援し、いくつになっても活躍できる環境の整備を推進します。
 - ・ささえあいポイント事業の推進
- 産業・労働部門においても、高齢者の豊かな経験、知識、技能を活かした就業機会の提供に努めます。
 - ・シルバー人材センターへの支援
 - ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定
 - ・現役応援就職フェアの開催

② 「予防・健幸都市 浜松」の推進

【現状と課題】

- 国が進める全世代型社会保障改革を実現するためには、地域においても官民の知見を結集し、疾病・介護予防や健康づくりに取り組んでいくことが求められています。
- 人生100年時代を見据え、市民一人ひとりがいつまでも健康で幸せに暮らせる持続可能な都市づくりが求められています。
- 市民一人ひとりの健康寿命延伸の取組を推進するためには、民間企業や団体による質の高いサービスを積極的に活用していくことが求められています。
- デジタル時代の疾病・介護予防施策の在り方として、データや科学的根拠に基づく取組や、デジタル技術を活用した自己の健康管理を推進していくことが益々重要になっています。
- 健康で幸せに暮らすための新しい技術やサービスである「ヘルステック」に高い注目が集まっています。



【施策の方向と主な事業】

- 医療費の適正配分をはじめとした全世代型社会保障改革の推進や、人生100年時代を見据えた新たな都市像「予防・健幸都市」の実現に向けた取組を官民連携で推進します。
 - ・医療関係者、大学、関連団体、地域内外の企業等による浜松ウエルネスプロジェクトの推進
- 民間企業等の質の高い予防・健康サービスの創出・活用を通じて、市民一人ひとりの疾病・介護予防や健康づくりを推進します。
 - ・浜松ウエルネス推進協議会を通じた官民連携による新たな予防・健康事業の推進
 - ・浜松ウエルネス推進協議会を通じた新たな民間サービスの創出
- データや科学的根拠に基づく効果的な疾病・介護予防や健康づくりを推進します。
 - ・浜松ウエルネス・ラボによる官民連携社会実証事業を通じたデータやエビデンス等の取得・蓄積
 - ・浜松ウエルネス・ラボによる官民連携社会実証事業の成果の市民への展開
- 地域企業・団体の疾病・介護予防や健康づくりを推進すると共に、市民のヘルスリテラシーを向上します。
 - ・浜松ウエルネス推進協議会参画企業・団体の取組推進
 - ・健康はままつ21 推進協力団体の取組推進
 - ・健康はままつ21 講演会の開催
 - ・「WEL はままつ」を通じた健康情報の発信
- 民間企業の新たな技術・システムを活用した予防・健康事業の推進
 - ・浜松ウエルネス推進協議会による「ヘルステック」をはじめとしたウエルネス・ヘルスケアビジネスの支援及び市民への展開

【コラム6】官民連携で進めています！浜松ウエルネスプロジェクト

人生100年時代の安心の基盤は「健康」です。また、本市発展の原動力も市民の皆様の「健康」です。

こうした中、本市は、厚生労働科学研究班による「大都市別の健康寿命（平成22（2010）年、平成25（2013）年、平成28（2016）年）」で男女共に第1位となりました。

浜松ウエルネスプロジェクトは、こうした社会的背景を踏まえつつ、本市の強みを一層磨き上げ、“市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができる持続可能な都市（=予防・健幸都市）”を実現するための官民連携プロジェクトです。

浜松ウエルネスプロジェクトでは、「浜松ウエルネス推進協議会」と「浜松ウエルネス・ラボ」という2つの官民連携組織をエンジンに、「疾病・介護予防」や「健康づくり」などに関する様々な事業を推進していきます。

○浜松ウエルネス推進協議会

地域内の医療機関、大学、企業、金融機関、関連団体などと共に、生活習慣病予防や介護予防、健診（検診）受診率向上など、予防や健康づくりに関する事業を官民連携で推進します。

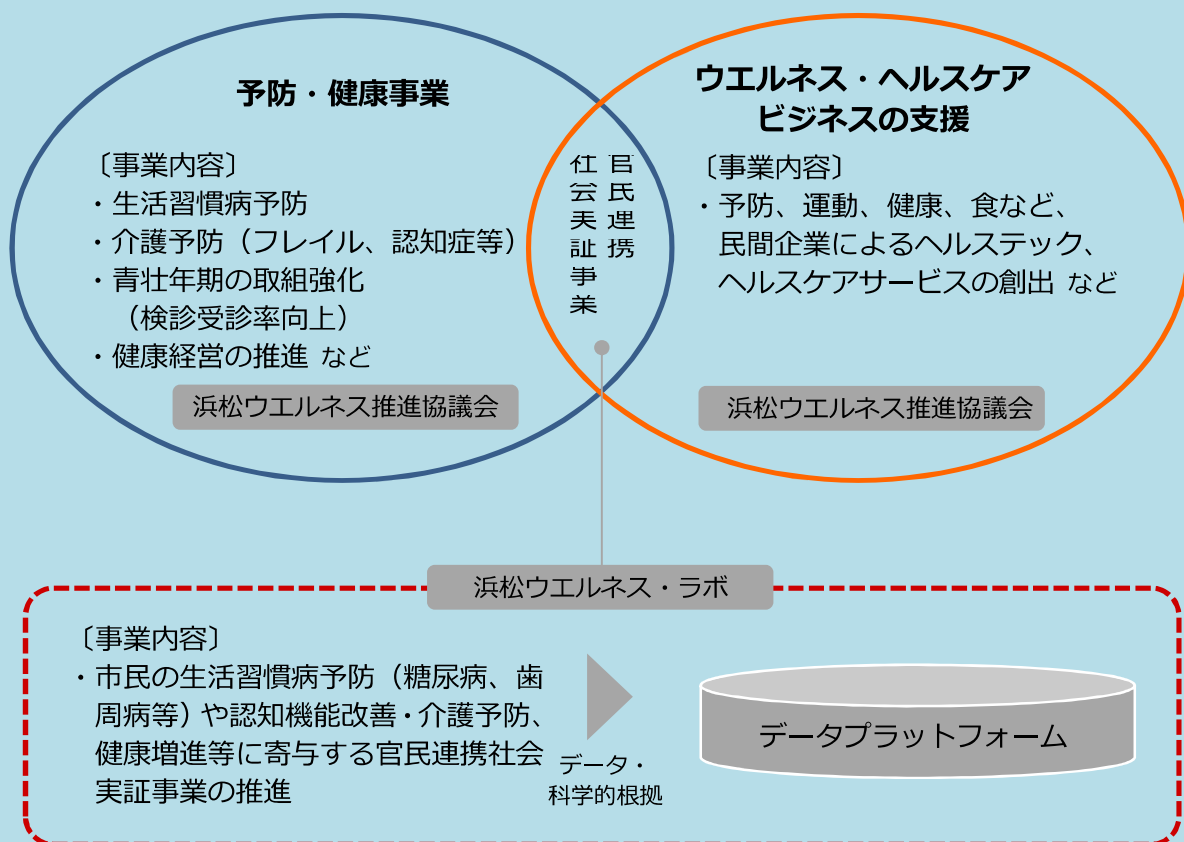
また、予防や運動、健康、食など、民間企業によるヘルスケア技術・サービス等の創出や市民への展開を支援します。

○浜松ウエルネス・ラボ

地域外の企業などと共に、市民の生活習慣病や介護予防、健康づくりに寄与する様々な官民連携社会実証事業等を実施し、データや科学的根拠を取得・蓄積します。

取得したデータや科学的根拠は、本市の施策に活用していきます。

官民連携による浜松ウエルネスプロジェクトの概要



③ 自立支援、介護予防・重度化防止 **重点施策1**

【現状と課題】

- 要支援状態になる原因の第1位は運動器の障害（ロコモティブシンドローム）です。
- 多くの人は、健康な状態から、フレイル（加齢に伴う心身の機能低下）段階を経て、要介護状態となります。早い段階で、フレイルに気づき、予防に努めることが重要です。
- 住民主体の介護予防活動を推進するため、地域で互いに支え合う体制を広めていくことが必要です。
- 心身や生活機能が低下した高齢者の重度化を予防するため、その人の有する能力の維持向上を図り、自立を促すような支援が必要です。
- 介護保険制度は、加齢による心身の変化を自覚して健康の保持、増進に努めるとともに、要介護状態等の軽減や悪化の防止を理念としています。そのため、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができる取組を進めることが必要です。
- 各種健診（検診）の受診率を向上させていくことが重要となっています。より一層の健診（検診）の受診勧奨、啓発などが必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 高齢者だけでなく中高年期からの健康づくり・介護予防の取組を推進するため、地域で活動している組織等への支援を行います。
 - 保健師等による地域の通いの場等でのフレイル予防啓発
 - 健康づくりボランティアの活動支援
 - 浜松いきいき体操の普及と市民いきいきトレーナーの活動支援
- 生活習慣病の発症予防から重症化予防までを一体的に考えた健康づくりを推進します。
 - 健診の受診率向上による病気の早期発見・早期治療
 - 地域の中で実施できる健康増進活動の推進
- ロコモティブシンドロームを予防する体操であるロコモーショントレーニングを地域の高齢者サロンやシニアクラブ、介護保険通所型サービス事業所等で実施し、普及と参加者数の増加を図ります。
 - ロコモーショントレーニングの普及拡大
- ロコモーショントレーニング取組団体が介護予防と社会参加を兼ねた地域の通いの場となるよう推進します。
 - ロコモーショントレーニング取組団体に対する活動支援
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、オーラルフレイルの予防や低栄養防止に関する介護予防事業を効果的に実施します。
 - 口腔機能向上、栄養改善支援事業の推進
- 要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた高齢者に、その状況に応じて、社会的孤立感の解消等及び心身の機能の維持向上を目指したプログラム等を実施し自立生活が継続できるよう支援します。
 - 元気はつらつ教室の実施
- 本人のできることを大切にし、できることを増やしていく「自立支援の視点」から、自立支援・重度化防止に特化した地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。
 - リハビリテーション専門職等による助言・指導
- 介護サービス事業者が効果的なサービスの提供を通じて、利用者の要介護度の改善につながる取組事例について情報を共有することで、被保険者や事業所の重度化防止に対する取組を活性化させます。
 - 要介護度の改善につながる取組の推進

【コラム7】地域のシニア世代の集まりにトレーナーが伺います！「浜松いきいき体操」

浜松いきいき体操とは、浜松市リハビリテーション病院考案の運動機能の維持・向上を目的とした体操で、同病院で養成された「市民いきいきトレーナー」が地域の通いの場へ出向き、全身運動で加齢に伴い固くなりやすい筋肉のストレッチや転倒予防に重要な筋力トレーニング、体幹トレーニング等を指導します。

お申し込み方法等のお問い合わせは健康増進課（053-453-6125）までどうぞ！

なお、QRコードからいきいき体操のお申込方法や、体操の動画がご覧いただけます。



④生きがいくりの推進

【現状と課題】

- 高齢者が生きがいを実感するときは、おいしいものを食べているとき、テレビを見ているとき、知人と過ごすとき、散歩や買い物をしているときなど多岐にわたっています。
- 今後やってみたいものには、趣味活動、健康づくりやスポーツ、働くこと、学習・教養の向上などが挙げられます。

【施策の方向と主な事業】

- 高齢者に生涯学習の機会を提供するとともに、身近に参加できるスポーツやレクリエーション活動の充実を図ります。
 - ふれあい交流センター利用による多世代交流
 - ささえあいポイント事業によるボランティア活動に対する地域貢献意識や介護予防意識の向上
 - ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手団派遣
 - 高齢者の作品展など学習成果の発表機会の提供
 - シニアクラブなどによる地域づくり活動の支援
 - ※シニアクラブは老人クラブの愛称です。シニアクラブ浜松市（浜松市老人クラブ連合会）は、楽しく健康づくり・仲間づくり・地域づくり等の活動を行う団体です。
- 敬老会を開催する自治会等へ補助金を交付するとともに、節目の年齢の人に祝金を贈呈して長寿をお祝いします。
 - 敬老会等開催費補助金の交付、敬老祝金の贈呈

医療・介護

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

重点施策 2

【現状と課題】

- 慢性疾患や認知症など医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加傾向にあります。
- 実態調査より、約半数が在宅で医療や介護を受けたいと思っていますが、人生の最終段階の時期に受ける医療やケアの希望を家族と共有したことがある人は、1割にも満たない現状が明らかになりました。
- できる限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな場面において、在宅医療及び介護に関わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等の専門職）の連携が必要です。

【施策の方向と主な事業】

- 医療、介護及び福祉の関係者による連絡会等を開催し、関係者間の連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する課題を整理し、課題解決に向けて情報共有を図ります。
 - 地域包括ケアシステム推進連絡会の開催
- 市民が人生の最終段階に希望する医療やケアを選択できるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を専門職と連携して実施します。
 - 市民向け冊子の配布（人生会議手帳など）
 - 専門職が地域に出向く講座の開催
 - ACPに関する講演会の開催
- 医療・介護資源の冊子配布やホームページ掲載により情報共有を図り、医療・介護関係者が連携しやすい体制を推進します。
 - 関係機関向けガイドブックの配布
- 医療・介護・福祉関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を実施します。
 - 在宅医療・介護連携相談センター（愛称：在宅連携センターつむぎ）の運営
- 多職種を対象とした研修会及び在宅医療に関する講演会を開催し、顔の見える関係の構築と専門職の資質向上に努めます。
 - 多職種連携のための研修会等の開催
 - 浜松市認定在宅医療・介護対応薬局事業の実施

⑥ 認知症施策の総合的推進 **重点施策3**

【現状と課題】

- 平均寿命の延伸に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービス、日常生活の支援サービスなどが一体的に提供できるよう体制づくりが必要です。
- 認知症予防に対するニーズは高くても、相談窓口や社会資源などの施策に対する認知度は低い現状があります。
- 令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に施策ごとの目標値が設定されており、本市においても新たな目標値を設定し、今後さらに取組を推進する必要があります。




【施策の方向と主な事業】

- 国の認知症施策推進大綱を基本として取組を進めます。
- 認知症に関する知識や理解に向けた普及啓発に取り組みます。
 - 講演会の開催やパンフレットの配布等で正しい知識の普及啓発
 - 認知症サポーターの養成及び育成
- 地域における見守り・支援体制づくりに取り組み、認知症バリアフリーを推進することで、認知症の人やその家族を支援します。また、認知症になっても進行を遅らせる取組を推進します。
 - キャラバン・メイトの養成
 - 認知症地域支援推進員の養成・配置
 - オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営支援
 - オレンジシール・オレンジメール事業の推進
 - チームオレンジの設置推進
- 認知症の早期発見・早期対応体制を整え、地域での生活を支える医療サービス等につなげるとともに医療と介護の連携を推進します。
 - 認知症疾患医療センターの運営支援
 - 認知症サポート医の養成・活動支援
 - かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施
 - 認知症初期集中支援事業の拡充
 - 認知症気づきチェックシート、認知症ケアパスの普及



⑦リハビリテーションサービス提供体制の充実

| | | |
|--|---|--|
| <p>【現状と課題】</p> <p>○認定者 1 万人あたりのリハビリテーション提供施設・事業所数は全国平均を上回っているが、リハビリテーション従事者数は全国平均と同等程度であるため、リハビリテーションにかかる人材を増やす必要があります。</p> <p>○訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションともに要介護 1 の利用率が高く、要支援 1・2、要介護 1 の利用率が年々増加しています。</p> <p>○要介護認定率は 17.1%と全国平均よりも低い水準となっています。</p> |  | <p>【施策の方向と主な事業】</p> <p>○今後、更にリハビリテーションサービス提供量を増やすため、リハビリテーションにかかる人材確保対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員奨学金返済支援事業（拡充） <p>○引き続き要支援 1・2、要介護 1 の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率を上げ、重度化予防に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員連絡協議会における研修・啓発 ・集団指導、実地指導における啓発 <p>○認定率を低い水準で維持していくため、更なる介護予防の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション活動支援事業 |
|--|---|--|

リハビリテーションサービス提供体制の充実における目標

| 目標 | 具体的な施策・取組 | 指標 |
|--|--|--|
| 自立した生活を送ることができるよう、個々の利用者に適したリハビリテーションサービス提供体制を構築します。 | 要支援 1・2、要介護 1 の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率向上と重度化防止 | 要支援者及び要介護 1 の利用率 計画値 8.68% (R2) → 9.88% (R5) |
| | 介護予防の取組の充実 | 地域リハビリテーション活動支援事業 開催回数 計画値 20 回 (R2) → 50 回 (R5) |

リハビリテーションサービス提供施設・事業所数及び従事者数（認定者 1 万人あたり）

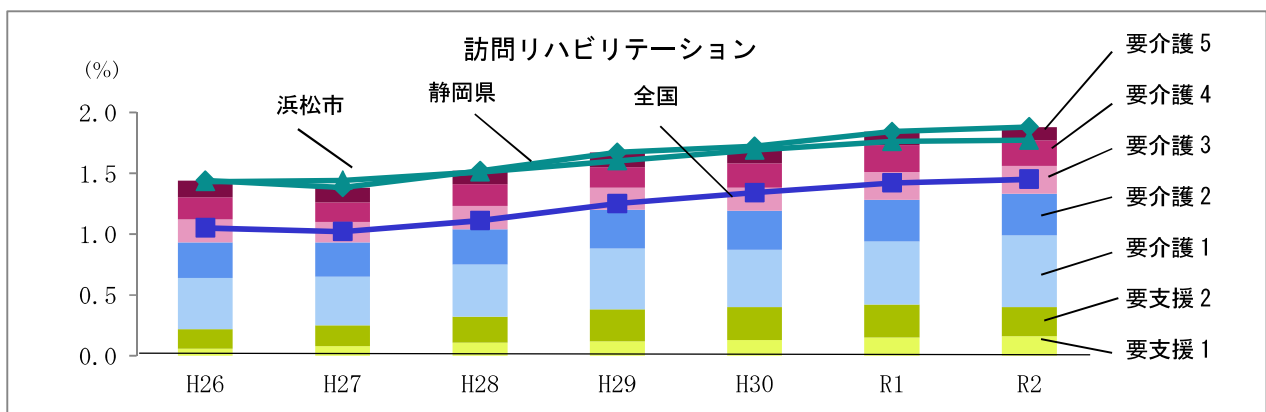
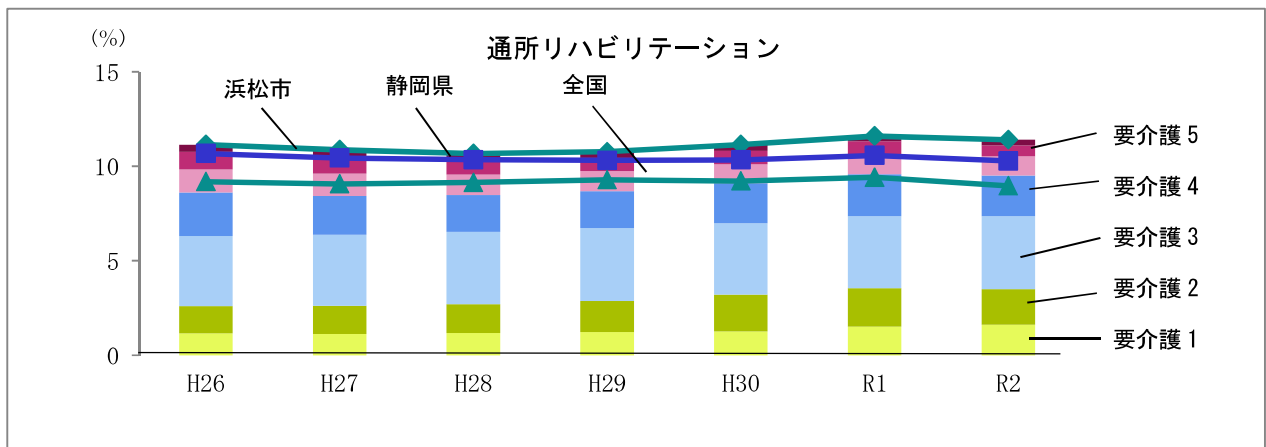
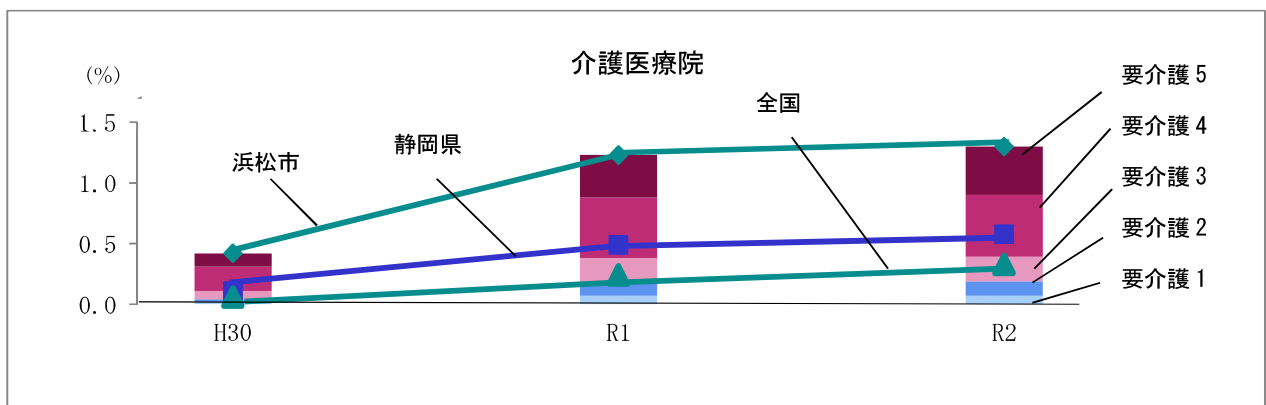
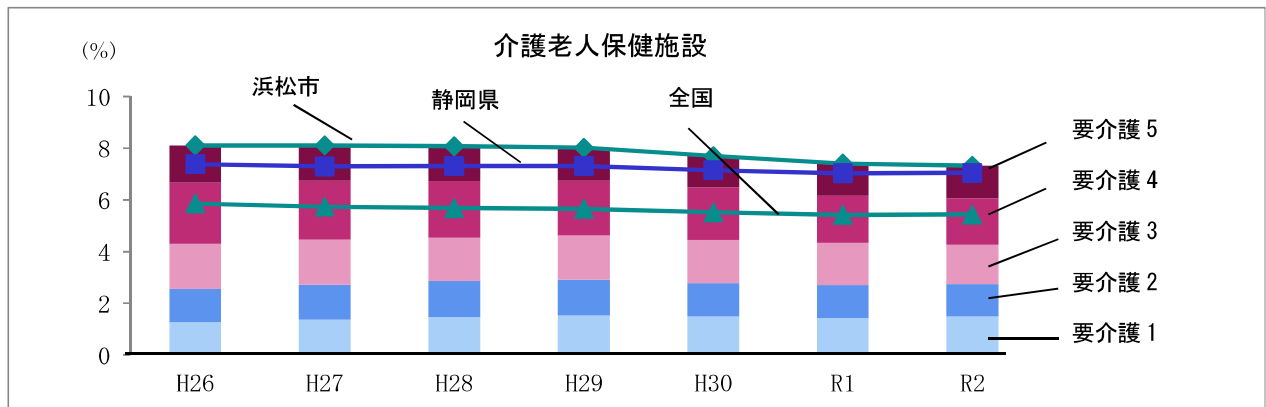
| | 浜松市 | 静岡県 | 全国 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護老人保健施設 | 7.50 | 7.61 | 6.73 |
| 介護医療院 | 1.34 | 0.41 | 0.23 |
| 通所リハビリテーション | 15.79 | 13.76 | 12.66 |
| 訪問リハビリテーション | 7.50 | 5.98 | 7.77 |

| | 浜松市 | 静岡県 | 全国 |
|-------|-------|-------|-------|
| 理学療法士 | 29.65 | 32.57 | 29.42 |
| 作業療法士 | 20.04 | 16.14 | 16.35 |
| 言語聴覚士 | 2.20 | 1.80 | 3.06 |

※出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「介護保険事業状況報告」（平成 29（2017）年）

※出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告」（平成 30（2018）年）

リハビリテーションサービスの利用率



※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和2（2020）年4月）

⑧ 介護サービスの充実・質の向上 **重点施策4**

【現状と課題】

- 老朽化した特別養護老人ホーム入所者の居住環境を改善するため、施設を改築する必要があります。
- 介護者の約4割が現状の生活を継続するにあたり、認知症への対応に不安を感じており、対策を行う必要があります。
- 増加する認知症の要介護（要支援）者等を居家で介護することが困難な場合に、認知症の要介護者等を受け入れることができる施設の整備が必要です。
- 要介護者等に適切な介護サービスを提供するため、職員の質の確保・向上が必要です。
- サービスの質の確保・向上を図るため、介護支援専門員や介護サービス事業所間で情報共有することが必要です。
- 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、市は事業者への指導・監督が必要です。
- 利用者が介護サービス情報を得て、適切な介護サービスを選択することができる仕組みが必要です。
- 介護事業運営をさらに適正なものとしていくため、事業者には、法令等の遵守が求められます。
- 介護サービスの不適切な利用を防ぐため、チェック体制の整備が必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 特別養護老人ホーム入所者の処遇改善を図るため、老朽化した特別養護老人ホームの改築を支援します。
 - 老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）
- 認知症の要介護者等の増加に対応するため、施設整備を推進します。
 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護医療院の整備の推進
- 職員の質の確保・向上を図るため、研修の機会を確保し、介護事業所の職員に対して、研修への参加を促します。
 - 認知症介護実践者等養成事業の実施
- 介護支援専門員、介護サービス事業者間の連携及び研修会等の開催により情報共有を図り、均衡の取れた良質かつ安定した介護サービスの供給体制を確保します。
 - 介護支援専門員連絡協議会の開催
 - 介護サービス事業者連絡協議会の開催
- 制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、サービスの質の向上を図ることを主眼に、事業者に適切な指導監督を行います。
 - 実地指導（各事業所に出向き、運営指導や報酬請求指導を行います。）
 - 集団指導（講習等の方式で制度管理の適正化のための指導を行います。）
- 市は事業者から基本情報や運営情報の報告を受け、それらの情報を国が一元管理する公表サーバーを利用して、公表します。
 - 介護サービス情報の公表制度事業
- 事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられ、市は業務管理体制の監督をします。
 - 業務管理体制整備の届出
- ケアプランの内容を点検することにより、ケアマネジメントの適正化を図ります。
 - 市職員に加え、介護支援専門員による点検を実施
- 事業者の請求内容をチェックします。また、被保険者の適正なサービスの利用を促します。
 - 医療と介護のサービス利用情報の突合調査（整合性の確認）
 - 複数月にわたる介護報酬明細の内容確認
 - サービス利用者へ介護給付費の通知

⑨サービス提供人材確保・定着・育成 **重点施策5**

【現状と課題】

- 2040年に向けて少子化による生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中で、介護サービスの担い手の確保が必要です。
- 介護人材の確保において、介護職員の資格取得、介護職のイメージ向上及び介護分野への就労を考えている人への支援等を進める必要があります。
- 介護現場の生産性の向上を促進するため業務の効率化、職場環境の改善等への支援を行う必要があります。



【施策の方向と主な事業】

- 多様な人材の確保・育成の支援として、介護施設や地域でのボランティア活動を推進します。
 - ・ささえあいポイント事業の拡充
- 福祉職場への就職希望者に無料で職場を紹介、求人情報誌の発行、職場説明会や潜在的求職者相談会の開催等により、潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への雇用を促進します。
 - ・福祉人材バンクの運営
- 市内の介護サービス事業所に就職し、働きながら奨学金を返済する介護職員に対して、市が奨学金の一部を支給することで新たな介護人材の確保・定着を促進します。
 - ・介護職員に対する奨学金の返済支援
- 経済連携協定（EPA）による外国人の介護人材を受け入れ希望した事業所に対する支援を行います。
 - ・介護の担い手外国人支援の推進
- 学生から高齢者まで幅広い層を対象に、介護職のイメージアップを図り、社会的な理解を深める啓発活動等を行います。
 - ・介護職の魅力向上の取組
- 北区の一部及び天竜区では、地域内の事業所数が少ないことに加え、送迎や移動に時間がかかるなどの問題があります。今後の在宅サービス提供量が不足しないよう、周辺の事業所がサービス提供した場合の助成を行います。
 - ・中山間地域介護サービス事業の支援
- 介護職員は資格の取得等を通してキャリアアップすることで待遇が向上します。職員が資格取得し、継続して勤務した場合、要した費用の一部を助成することにより職員の定着を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう支援します。
 - ・介護職員キャリアアップ支援
- 介護職員の身体的・精神的負担の軽減や効率的な業務運営の実現を目指し、県と連携して介護ロボット・ICT等の活用や職場環境の改善の取組を支援します。
 - ・介護事業所の職場環境整備支援



⑩地域共生社会の実現に向けた事業の推進 重点施策 6

【現状と課題】

- 全国的に、社会的孤立、複合課題や制度の狭間で問題を抱える世帯が顕在化しています。
- 各相談部署（機関）は、圏域をベースに支援しており、制度によって圏域が異なる中、窓口を一つに集約化することは困難です。
- 各相談部署（機関）は、制度をベースとした専門性で支援を実施しているため、専門外は手を付けず、押し合い、たらいまわしが発生している現状がみられます。
- 高齢者人口の増加や高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、多種多様で総合的、かつ、継続的な支援を要する事例が増え、地域包括支援センターに期待される役割は年々大きくなっています。
- 地域包括支援センターに寄せられる相談件数は、年々増加しています。また、高齢者ご本人だけでなく、高齢者を取り巻くご家族の問題等も複雑化しており、多くの解決すべき課題を抱えた支援困難な事例が増えています。
- 地域包括支援センターの認知度は上昇していますが、さらなる市民への周知啓発が必要です。
- 核家族化の進展により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にありますが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが必要です。その生活を支えるため、多様な主体による様々な生活支援や介護予防サービスが選択できる地域づくりが必要です。
- 高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいつくりや介護予防の効果が期待できることから、地域において社会参加できる体制づくりが必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築
複合的な解決困難な課題を捉え、窓口担当者が、全部を引き受けるのではなく、様々な相談部署（機関）がこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、分野を越えたニーズをみんなで受け止め、一緒に考えるワンストップ体制を目指します。
 - 解決困難な個別相談への対応
 - 相談支援包括化ネットワークの構築
 - 相談支援包括化推進会議の開催
 - 自主財源確保のための取組
 - 新たな社会資源の創出
- 相談件数の増加、及び、虐待や高齢者本人・その家族の福祉的課題による困難を抱える事例に適切に対応できるよう体制を整備します。
 - 高齢者人口や業務量に応じた職員配置
 - 3専門職によるチームアプローチの強化
 - 地域における関係機関のネットワークづくり
- 地域包括支援センターの認知度を高め、利用を促進します。
 - 見やすいパンフレットの作成・配布
 - 分かりやすさに配慮したホームページでの周知・広報
 - 地域イベントや地区組織への広報
 - 地区活動における周知啓発
 - 高齢者に限らず、全世代への周知啓発
- 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力を強化します
 - 多職種連携協働による個別ケース課題解決のための地域ケア会議（個別ケースケア会議）の推進
 - 多機関連携ネットワークの構築のための地域ケア会議（圏域ケア会議等）の実施
 - 他の地域包括支援センターにおける成功事例の共有
- 高齢者の生活に関わる住民組織や介護・福祉サービスを提供する事業者などと行政が連携し、生活支援に関するニーズやサービスの担い手の把握などの情報交換を定期的に開催し、地域力の向上を図ります。
 - 生活支援体制づくり協議体の運営
- 支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、地域住民等がボランティア等により行う生活支援サービスの提供体制づくりを支援します。
 - 生活支援の担い手となるボランティアの養成
 - 住民主体のサービス提供活動に対する助成
- 生活支援体制づくり協議体等を通じた地域への生活支援サービスの創出・継続への支援
 - 官民連携による地域力の向上

⑪ 見守り支え合う地域づくりの推進

【現状と課題】

- 日常生活に不安を抱える高齢者を地域全体で支えるため、見守り・支援体制が必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、市域全体で増加が見込まれることから、地域においてお互いに支え合う体制づくりが必要です。
- 地域や家族との関わりが薄い高齢者も存在しており、重大な問題が生じる前に対策を講じる必要があります。

【施策の方向と主な事業】

- 日常生活に不安を抱える高齢者を見守り・支援するための仕組みづくりを進めます。
 - はままつあんしんネットワークによる見守り
 - 民生委員と連携したひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の実態調査の実施
- 高齢者を取り巻く状況の変化と超高齢社会への対応の理解を深めてもらうため、周知啓発を図っていきます。
 - 市職員による出前講座で各種事業や取組の説明や紹介
 - 「高齢者福祉のしおり」など、ユニバーサルデザインに配慮したパンフレットやホームページによる広報

⑫ 選択可能な住まいと自分らしい暮らし方

【現状と課題】

- 生活の場として、一戸建て住宅、マンション・アパート、サービス付き高齢者向け住宅など、多様化しています。
- 最近では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいます。
- 自身に介護が必要となったときの介護場所として、自宅を希望する人は高齢者の過半数となっており、施設入所を希望する人は約2割となっています。

【施策の方向と主な事業】

- 高齢者の心身の状況や経済的状況などに応じ、選択可能な多様な住まいの提供を進めます。
 - グループホームの計画的な整備
 - 高齢者向け優良賃貸住宅への家賃減額補助
 - 高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善
 - 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の運営
 - 民間住宅のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の普及啓発
 - サービス付き高齢者向け住宅の登録
 - 有料老人ホームへの指導
- 居宅での生活を容易にするため、高齢者の状況に応じた住宅設備の改修を支援します。
 - 高齢者住宅改造費の補助



⑬ 尊厳ある暮らしの支援

【現状と課題】

- 高齢者の人権や尊厳を守ることに
ついて、高齢者自身も含め家族
や地域の理解が十分とはいえない
状況です。
- 認知症のひとり暮らし高齢者は、
自己選択や自己決定することが
難しく、人権・権利の実現につい
て不平等・不利益な立場に置かれ
やすい傾向にあります。
- 判断力の低下した高齢者は、虐待
や消費者被害に遭いやすいため、
その対策が必要です。
- 自立した生活を支援するサービ
スとして緊急通報装置、配食など
の希望が高くなっています。
- 高齢者の多くが健康面を不安に
感じています。
- 複合的な課題を抱える高齢者世
帯への支援が必要となっていま
す。



【施策の方向と主な事業】

- 成年後見制度の利用を促進します。
 - 成年後見制度周知のための広報活動・相談機能の強化
 - 成年後見制度利用促進協議会・連絡会の実施
 - 成年後見制度に係る中核機関との連携強化
- 虐待の早期発見、早期解決に努めます。
 - 虐待対応マニュアルの活用
 - 虐待防止のための相談機能の強化
 - 虐待に関わる関係機関との連携強化
 - 虐待を受けた高齢者への適切な対応
- 消費者被害の防止のための意識の向上に努めます。
 - 消費者相談組織・機関との連携強化
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が不安なく暮らせる
よう、行き届いた生活支援サービスを展開します。
 - 健康上の不安への備えとして緊急通報システムの貸与
 - 食事の調理が困難な人への配食サービス
 - 家の周りの手入れなど軽易な日常生活上の援助
 - 入所施設への一時宿泊による日常生活に対する支援
- 本人に対する生活支援の充実だけではなく、在宅介護を支援する
ための家族介護者の負担軽減を図ります。
 - 介護方法や介護者自身の健康づくりの知識習得の機会提供
 - 経済的な負担軽減のための介護用品などの支給
- 高齢者の移動手段の確保に努めます。
 - 外出支援施策の検討・実施
- 複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談について、本人の
状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施し、生活困窮状態か
らの脱却や課題解決を図ります。
 - 生活困窮者の自立支援

災害や感染症対策に係る体制整備

【現状と課題】

- 災害発生時に自力での避難が困
難な高齢者等の安否確認や避難
の支援が必要です。
- 特別な配慮を必要とする高齢者
等は通常の避難場所への避難が
困難であるため、対象者を受け入
れることができる福祉避難所の
開設・運営体制等を整備する必要
があります。
- 災害時等には利用者の安全を確
保し、事業継続の確保が課題とな
っています。



施策展開における視点

【施策の方向と主な事業】

- 災害発生時の支援を円滑に行えるよう、平常時からの見守り・
支援体制を継続します。
 - 避難行動要支援者同意者名簿の自治会、民生委員への配付
- 災害発生時に、特別な配慮を必要とする高齢者等を福祉避難所
において適切な支援が提供できるよう支援体制の整備・充実に努め
ます。
 - 福祉避難所の開設・運営体制の整備
- 災害や感染症発生時でも、最優先に利用者の安全を確保し、事業
所のサービス提供を継続できる体制を整備します。
 - 感染症対策を含め、実効性のある災害対策計画の作成及び
避難訓練等の実施の周知・啓発
 - 災害・感染症に対する物資の備蓄等の啓発
 - 高齢者施設に対する災害対策に係る施設整備補助の実施
 - 災害時等における事業所間連携体制や職員応援体制の構築

2 成果目標

重点施策ごとに成果目標を定め、施策・事業に取り組みます。

| 区 分 | 成果目標 | 単位 | 見込 | 計画値 | | | 備 考 |
|-------------------------------------|--|----|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| | | | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | |
| [重点施策 1] 自立支援、介護 予防・重度化防止 | 健康寿命 (65歳時点での平均 自立期間：お達者度) | 年 | (H28) 男 18.57 女 21.60 | 延伸 | 延伸 | 延伸 | お達者度（静岡県調査による、市の介護認定情報等をもとに算出した、65歳から元気で自立して暮らせる期間 |
| [重点施策 2] 在宅医療・介護連携の 推進 | 人生の最終段階に受け る医療やケアの希望を 家族等と共有している 高齢者の割合 | % | (R1) 9.9 | — | — | 15 | プラン策定に伴う実態調査（全区分合計）結果による |
| [重点施策 3] 認知症施策の総合的 推進 | 認知症サポーター 累計人数 | 人 | 56,100 | 59,600 | 63,200 | 66,900 | 高齢者福祉課調べによる「認知症サポーター」の累計人数 |
| [重点施策 4] 介護サービスの充実・ 質の向上 | 入所・入居系施設 新規整備床数 | 床 | 36 | 0 | 18 | 18 | 認知症対応型共同生活介護の施設整備床数 |
| [重点施策 5] サービス提供人材 確保・定着・育成 | 資格取得費用 助成人数 | 人 | 162 | 260 | 260 | 260 | 介護職員キャリアアップ支援による助成人数 |
| [重点施策 6] 地域共生社会の実現に 向けた事業の推進 | 住民主体サービス 実施か所数 | か所 | 11 | 14 | 17 | 20 | 高齢者福祉課調べによる「補助金を活用し、住民主体サービスを実施しているか所数」 |
| [施策展開における視点] 災害や感染症対策に 係る体制整備 | 施設・事業所の事業継 続計画（BCP）の作成 | % | 20 程度 | 60 | 80 | 100 | 高齢者福祉課・介護保険課調べによる作成率 作成済施設数÷全施設数 |